

平成29年6月30日

各位

上場会社名 株式会社 郷鉄工所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 0584-22-1124)

第86期有価証券報告書(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の
提出期限延長に関する承認申請書の提出のお知らせ

当社は、平成29年6月29日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出をすることを決議し、本日提出をいたしますので、お知らせいたします。

1. 対象となる有価証券報告書

第86期有価証券報告書(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

2. 延長前の提出期限

平成29年6月30日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成29年7月31日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成29年5月2日付「第三者委員会の設置決定に関するお知らせ」及び平成29年5月31日付「第三者委員会の調査期間延長及び平成29年3月期定時株主総会の延期に関するお知らせ」で公表しましたとおり、①滞留債権のうち太陽光施設に関する事実関係、②特定の不動産取引の契約の事実関係につきまして、第三者委員会を設置し全容解明に取組み、平成29年6月23日付けで、再発防止のための提言を目的とする調査報告書を受領しました。しかし、平成29年6月28日付「(経過) 第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示しているとおり、①及び②以外の調査対象事案(①及び②以外の多額の滞留債権の発生に至った経緯と事実関係の調査及び取引自体の妥当性並びに業務処理が適正になされたかどうかの調査(産業廃棄物の埋立最終処分場設置等に関する取引、特定の温泉掘削工事、ガスエンジンを利用した発電システムに係る業務委託契約等)、資金調達時の小切手・手形の管理及び支払費用の妥当性及び資金調達先の選定の経緯についての調査〔以下追加調査という。〕)についても、当該調査が完了しない限り決算が確定できない旨の指摘を監査法人から受けております。従いまして、金融商品取引法第24条1項に定める有価証券報告書の提出期限である平成29年6月30日時点で、追加の監査手続等に必要な事実確認を終了することが困難となりました。加えて、平成29年3月30日付に公表された「固定資産・流動資産の一部譲渡及び一部賃貸借契約の締結、並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関するお知らせ」及び平成29年3月31日付「流動資産の譲渡契約の締結並びに債務免除等の金融支援に伴う特別利益の計上に関

するお知らせ」に関して、一部契約書等の確認作業等が未了のため債務免除額が確定できていない状況から、会計監査人と協議の結果、本日現在では、平成 29 年 3 月期有価証券報告書の作成及び会計監査を法定提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに完了する事は難しいと判断致しました。よって、追加調査のほか、訂正作業及び監査法人による追加の監査手続期間を考慮すると、有価証券報告書の提出は、平成 29 年 7 月下旬となる見込みであります。

以上のとおり、金融商品取引法第 24 条 1 項に定める有価証券報告書の提出期限である平成 29 年 6 月 30 日までに第 86 期有価証券報告書の提出ができないことが確実であるものと判断し、当該有価証券報告書の提出期限延長につき申請を行うことといたしました。

5. 追加調査開始の見通し

第三者による追加調査については、現時点では、前回の第三者委員会への委託を軸に受託を要請しているところであります。

委託先が決定次第お知らせさせていただきます。

6. 提出期限延長に関する申請が承認された場合の対応

今回の有価証券報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、承認された旨を速やかにお知らせし、その提出期限である、平成 29 年 7 月 31 日までに、第 86 期有価証券報告書（自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日）の提出及び決算短信等の訂正開示を完了する予定であります。

追加調査については、真相究明のため、役員全員が全面的に協力し真実を迅速に情報提供することで平成 29 年 7 月 14 日を目途に終える予定であります。しかしながら必要に応じて調査期間が延長される可能性はあります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上